

自主的避難等対象区域（田村市）に居住していた申立人らのうち福島県外に避難した1世帯5名（夫婦及び子3名（うち2名は原発事故後に出生））について、平成27年3月までの避難費用（住居費増加分）及び避難雑費の賠償が認められるなどした事例。

和解契約書（全部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター令和〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人X1, 同X2, 同X3, 同X4, 同X5, 同X6, 同X7, 同X8（併せて、以下「申立人ら」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

損害項目（1）申立人X1について

- ア 就労不能損害
- イ 増加費用（家族間交通費）

（2）申立人X1, 同X2, 同X3について

- ア 増加費用（自家消費野菜）
- イ 除染費用（高圧洗浄機購入費）

（3）申立人X4, 同X5, 同X6, 同X7, 同X8について

- ア 避難雑費
- イ 増加費用（家賃増加分）

期間（1）について

- ア 平成23年3月11日から平成24年7月末日まで
- イ 平成24年1月1日から平成27年3月末日まで

（2）について

- ア 平成24年1月1日から平成24年12月末日まで
- イ 平成23年10月5日

（3）について

平成24年1月1日から平成27年3月末日まで

2 和解金額

被申立人は、前項の損害項目及び期間についての和解金として、申立人らに対し、金6,267,284円の支払義務があることを認める。

〈内訳〉

（1）申立人X1について

- | | |
|----------------|------------|
| ア 就労不能損害 | 4,111,463円 |
| イ 増加費用（家族間交通費） | 79,092円 |

(2) 申立人X1, 同X2, 同X3について
ア 増加費用 (自家消費野菜) 78,000円
イ 除染費用 (高压洗浄機購入費) 15,729円

(3) 申立人X4, 同X5, 同X6, 同X7, 同X8について
ア 避難雑費 1,476,000円
イ 増加費用 (家賃増加分) 507,000円

3 支払方法
(省略)

4 清算

申立人らと被申立人は、第1項記載の損害項目（ただし、同項記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

- ア 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力は及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。
イ 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対して別途請求をしない。

5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名（記名）押印の上、申立人らと被申立人がそれぞれ1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

令和7年5月22日

(仲介委員 石井 逸郎)